

平成29年度 入札監視委員会議事概要

防衛装備庁札幌試験場

開催日及び場所	平成29年9月20日(水) 北海道防衛局4F会議室
委員	阿座上委員長(地域経済研究所 理事長) 神谷委員(札幌医科大学 客員教授) 菊地委員(北海商科大学 教授) 木下委員(公認会計士) 津田委員(弁護士)

契約実施機関が締結する契約に関する審議

防衛装備庁札幌試験場

審議対象期間	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日	
審議対象件数	143件	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	5件	(審議概要) ・札幌試験場担当者から契約状況の説明 ・対象案件より抽出された5件の概要について札幌試験場担当者が説明、委員会による審議
一般競争	5件	
指名競争	0件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】</p> <p>○一般競争 ①[殺藻剤他1品目] ・規格は何かで規定されているものなのか。</p> <p>・事実上競争が働かない形になってしまっているのでは。</p>	<p>・装置の取り扱い説明書で規定されているものである。当初メーカーと東西化学産業(株)とで開発された製品である。汎用品は成分が不明なためメーカーからの保証が今後受けられなくなる。また、他の業者が製品を購入しようとする、東西化学産業(株)から購入するしかない。</p> <p>・そのとおりであり、何かしらの措置を講じる等検討しなければならないと考えているところである。</p>

	<p>・本件を履行可能な2者からの見積とは東西化学産業(株)及び朝日テクノス(株)なのか。また、入手した参考見積価格は前例価格より高かったのか。</p> <p>・入札の年月日や金額が毎年度変動しているがどのような理由か。</p> <p>・そもそもこの案件は競争入札にならないのではないか。一般的には随契なのではないか。入札相手方と話合で決めているような状況になってしまっているのでは。それだと相手のいいなりになって価格が決まってしまう恐れがあり随契よりさらに悪いようになってしまうのでは。随契であれば予算のこと等も話しながら価格を決定できるのではないか。競争入札になっていて落札率100%はありえない。国民から見ても競争原理が働いていて100%というのは考えられない。随契であれば100%というのは納得できる。これに類似する問題は特に防衛省は大変多いが、一般競争を大前提にするようになってから無理に一般競争しているように見受けられる。随契が悪いわけではなく、我々(委員会)としては全く問題視していない。北海道からの提案でも構わないが、事務局と中央との関係で中央に話はできないか。</p> <p>・そもそも業者を決めてしまうのは問題であるが、取引自体が今回の様なもの、特に落札率が100%になるようなものはよくないのでは。偶然に落札率が100%になるものは仕方ないが本件は初めから落札率が100%になるため問題なのでは。</p> <p>・何故随契になったのか説明ができれば落札率が100%になるのは一向に構わない。堂々と随契契約でやって欲しい。</p>	<p>・そのとおりである。</p> <p>・入札年月日や数量については、貯水槽の状況を確認して、購入しているので年度によってにばらつきがある。</p> <p>・(局) 本件に関してはこれまでの実績で応札者が2者以上いる場合は随意契約にしていない。一度一般競争にしたものはなかなか随意契約にはしにくい。1者以外が販売できないようなものを随意契約にすべきである。</p> <p>・(局) 予定価格が市場価格方式であり業者から見積を取った上で算定しているので、今後も100%になる可能性はある。そうすると工夫が必要かもしれない。</p>
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none">・ 難しい問題であり、簡単には変わらない問題ではあると思うが、本来予定されている競争環境ではないのでは。東西化学産業(株)以外が落札するには赤字覚悟で入札するか、東西化学産業(株)が道を譲って高い額でいれてくるかしかない。そうすると安く調達しようとする動きに反するものであり異常な動きであり誰もそんなことは望んでいない。制度の範囲内で可能であれば随意契約を模索する価値はあるのでは。 ・ 100%になるのは競争入札という概念にはならないのでは？法律の問題ではないとなると何が問題なのか。 ・ 朝日テクノス(株)が在庫がたくさんある場合は安く納入できる可能性がある以上、随契にして他社を排除する必要はないのではないか。 ・ 初めに戻るが、予定価格はどうやって決定したか。 ・ そこが原因である、予定価格が見積価格を予定価格としているから落札率100%になってしまう。その時点で競争原理が働いていない。競争入札は価格は公表してはいけない。価格を公表していない以上は落札率100%は偶然しかありえない。発注者が複数社から見積をとって平均値を予定価格とする等、もう少し工夫できないものか。 ・ 予定価格を前例価格と見積価格を比較して安価な方を採用するという事は前回も同じか。そもそも、こちらの計算予定価格の決定方法がばれているのではないか。そこを改善する方法があるとよいのではないか。 ・ この件については、後程説明をお願いして先へ進みます。	<ul style="list-style-type: none">・ (局) そもそも最初からメーカー指定されているものは随意契約にすべきだとは思う。ただし、その製品を扱っている会社が複数社ある場合は随意契約にするのは難しかったとは思う。今後検討する余地はある。 ・ 参考見積を入手し、比較検討し安価である前例価格を予定価格としている。
--	---	---

	<p>○一般競争 ②[エレメント他31品目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の規格は全品目全て指定されているものなのか。 ・本件は特殊な製品なのか。 ・入札参加会社数が1者のみなのは何故か。 <p>○一般競争 ③[天井クレーンの性能検査に係る役務作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の作業は基本的に例年と同じなのか。 ・今回の契約価格は前回と比べると、値引きされていない様に感じるが理由は何かあるのか。 ・予定価格の計算に関しては積算して計上したものなのか。 ・日通機工(株)はクレーンのメーカーなのか。 <p>○一般競争 ④[舗装路内部の状況調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算定方法は、官の基準に従って積算した価格と参考見積価格との比較ということか。 ・参考見積価格と入札価格に大きな乖離があるため、参考見積価格はそもそも参考にするのに適正な価格なのかどうかは検討する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には取扱説明書で製品指定されている、もしくは、製品の規格のみが指定されている。製品によって異なる。 ・一般的に販売されているものが、ほとんどである。 ・例年参加している、潮物産(株)が競争参加資格の期限切れのため参加していなかったためである。理興産業(株)が参加しなかった理由については不明である。 ・そのとおりである。 ・偶数年、奇数年によって対象のクレーンが違うので、そこで価格値引きの考え方が違うと考えられる。また、偶数年に関しては対象となるクレーンの数が多く、重量検査をするのに必要なウェイトの輸送費が価格値引き差の大きな理由であると考えられる。 ・そのとおりである。 ・機械の整備会社であると認識している。クレーンのメーカーでは無い。 ・そのとおりである。 ・今後検討することとしたい。
--	--	--

	<p>○一般競争 ⑤[電気の供給]</p> <p>・特になし。</p> <p>(総括) ・案件1については、次回の委員会をお願いしたい。</p>	<p>(局) ・次回の委員会で説明したい。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし。</p>	